

ポーランド政治・経済・社会情勢

(2021年6月17日～2021年6月23日)

令和3年(2021年)6月25日

H	E	A	D	L	I	N	E	S
政治 シュタインマイヤー独大統領のポーランド訪問 ラウ外相とブリンケン米国务長官との電話会談 ラウ外相のアンタルヤ外交フォーラム出席 上院による人権擁護官候補に対する同意案の否決 ドゥダ大統領、アンジェイチャク統合参謀長の二期連続就任を発表 ラウ外相とウクライナ、ルーマニア、トルコ外相との会談 第20回「平等のパレード」(Parada Równości)開催 ラウ外相の外務理事会出席 アダム・ビエラン欧州議会議員による新党結成 V4国防相会合の実施 モルドバ大統領のポーランド訪問 EU条約第7条手続に基づくポーランドに対する意見聴取の実施 V4諸国軍参謀長による会合の実施 下院によるテルレツキ下院副議長罷免動議の否決 新型コロナウイルス感染症に関するポーランド国境における検疫強化								【お願い】3か月以上滞在される場合、「在留届」を大使館に提出してください。大規模な事故・災害等が発生した場合、所在確認・救援の根拠となります。 問合せ先 大使館領事部 電話 22 696 5005 「F」 5006 各種証明書、在外投票、旅券、戸籍・国籍関係の届出についてもどうぞ。
治安等 ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃を巡る動向 公安庁、パレスチナ人をテロ容疑で逮捕と発表 コロナ禍におけるワルシャワの犯罪件数に関する報道								
経済 「Polish Deal」に関するモラヴィエツキ首相発言 「Polish Deal」に関するパトゥコフスキ財務次官インタビュー 「Polish Deal」に関する戦略投資プログラムの発表 海外直接投資に関する報告 フォルクスワーゲン、半導体不足によりポーランドでの操業を3日間停止 ポーランドのスモッグ状況は依然として危険という評価 トルーフ鉱山の採掘を巡る動向 バルティック・パイプライン建設動向 欧州復興開発銀行、ポーランドの風力発電所2基の建設に約6,040万ユーロを融資 Orlen と Synthos の原子力アライアンス ボロヌフとトシェビニャ間のパイプライン建設が開始								
大使館からのお知らせ 長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意 欧州でのテロ等に対する注意喚起 「たびレジ」への登録のお願い 新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起 マイナンバーカード取得のお願い 年金受給者の現況届提出について 大使館広報文化センター開館時間(10月26日(月)より、当面の間入館を一時見合わせ) 文化行事・大使館関連行事								

在ポーランド日本国大使館

ul. Szwoleżerów 8、00-464 Warszawa Tel:+48 22 696 5000 <http://www.pl.emb-japan.go.jp>

政 治

内 政

上院による人権擁護官候補に対する同意案の否決【18日】

13日、上院は、下院によって新しい人権擁護官候補に指名された無所属のリディア・スタロン上院議員に対する同意案の投票を行い、賛成45、反対51、棄権3（このうち2名が与党「法と正義」(PiS)所属議員、1名はスタロン上院議員自身）、無投票1 (PiS所属議員) でこれを否決した。上院による人権擁護官候補に対する同意案の否決は、今回で5回目となった。

第20回「平等のパレード」(Parada Równości)開催【19日】

19日、ワルシャワにおいて、性的少数者によるプライド・パレードである第20回「平等のパレード」(Parada Równości)が開催された。チシャスコフスキ・ワルシャワ市長や、多数の野党議員が同行事に参加し、外交団では、アリュエ在ポーランド臨時代理大使が参加したほか、在ポーランド・デンマーク大使館が協力を行った。警察の発表によると、同行事は平和的に行われた。

アダム・ビエラン欧州議会議員による新党結成【20日】

20日、アダム・ビエラン欧州議会議員(欧州保守改革グループ(ECR)所属)は、新党「共和党」(Partia Republikańska)結成を宣言し、同議員は同党党首に就任した。同党には元「合意」所属議員を中心に5名の下院議員が所属する。結成集会には、カチンスキPiS党首がゲストとして参加した。また、ビエラン議員は、先日政府が発表した社会経済プログラムである「Polish Deal」に対する支持を表明し、共和党は近く与党連立に参加することになると述べた。

下院によるテルレツキ下院副議長罷免動議の否決【23日】

23日、下院は、今月上旬に野党「市民連合」(KO)が提出したテルレツキ下院副議長罷免動議と、野党「左

派」及び「ポーランド2050」が共同で提出した同下院副議長罷免動議の計2件の投票を行い、1件目は賛成211、反対235、棄権1、2件目は賛成212、反対236で否決した。同下院副議長は今月上旬、自身のツイッターで、ベラルーシ反体制派指導者のチハノフスカヤ氏が、チシャスコフスキ・ワルシャワ市長主催行事に参加予定との報道に際し「もしチハノフスカヤ氏がポーランドの反民主主義的な野党を宣伝し、チシャスコフスキ氏の行事に臨むのであれば、同氏にはモスクワで助けを求めさせ、私たちは、私たちと敵対しないベラルーシの野党を支援しよう」と発言し、これに対し野党が反発し、それぞれ同下院副議長罷免動議を提出していた。

新型コロナウイルス感染症に関するポーランド国境における検疫強化【24日】

23日、クラスカ保健省副大臣は、多くの国で直近14日間の新型コロナウイルス感染症の感染率がポーランドより高くなっていることを受け、シェンゲン域外からの入国者に対して、予防的に検疫の強化を行うと発表した。

24日からは、これまでシェンゲン域外からポーランドへの入国者に対して課していた10日間の隔離措置を、ポーランド入国後48時間以内に受検した検査の陰性証明をもって同措置を短縮終了とするとしていたが、今後、同措置短縮のための検査の受検は、入国7日後にのみ許可される(7日間は強制的に隔離となる)。

なお、シェンゲン域外からのポーランド入国者のうち、EUが認可しているワクチンを規定回数接種し、接種後14日を経過した者(以下、「予防接種者」)は、隔離措置が免除される(入国時にポーランド語又は英語の接種証明書の提示が必要)。また、成人の予防接種者と一緒に移動する12歳未満の子どもも隔離措置免除の対象となる。(詳細は当館HPをご参照ください: <https://www.pl.emb-japan.go.jp/files/100204055.pdf>)

外交・安全保障

シュタインマイヤー独大統領のポーランド訪問【17日】

17日、シュタインマイヤー独大統領は、ドゥダ大統領の招待を受け、ポーランドを公式訪問した。本年6月17日は、ポーランドと独の善隣友好協力条約の締結30周年記念日であった。大統領官邸の中庭で行われた公式歓迎式典の後、両大統領は対面で会談した。同会談では、善隣友好条約の条項の履行が

主な議題となった。ドゥダ大統領は、同条約は両国の歴史において極めて重要な時期に締結された画期的なものであると会談後の記者会見において述べた。

同会談後、ドゥダ大統領は、ポーランドと独は、隣り合った農場のようなものであり、その農場の所有者は、時々、問題を起こすことがあるが、多くの場合、お互いの子供を結婚させる準備ができていて、両国

の関係がそうであることを願っている、と述べた。同日午後、旧王宮において、両大統領は、両国の善隣友好条約締結30周年を記念して、ポーランド独自の青年協力プロジェクトに参加している若者たちと懇談した。ドゥダ大統領は、和解は、若者も含むポーランド人とドイツ人の共同作業であり、和解を深めることは、両国の共通かつ継続的な課題であるべきであると強調した。

ラウ外相とプリンケン米國務長官との電話会談【17日】

17日、ラウ外相は、プリンケン米國務長官と電話会談を行った。同会談は、米国側の要請により行われた。同外相は、プリンケン長官からジュネーブで行われた米露首脳会談の経過と結果について聴取した。プリンケン長官は、バイデン大統領がプーチン大統領に対し、戦略的安定と北大西洋条約第5条の規定が米国の政策の重要な原則であると伝えた旨述べた。

同会談において、両外相は、先日のNATO首脳会合の経過と調整及びNATOが直面している課題について総括した。また、両外相は、世界の諸地域における地域安全保障の問題についても言及した。ラウ外相は、来年ポーランドが欧州安全保障協力機構(OSCE)の議長国を務めることを想起した。さらに、両外相は、約20年前に開始した、ポーランド・米国間対話の重要性と価値を強調した。次回の同会合の開催については、近日中に決定される予定。

ラウ外相のアンタルヤ外交フォーラム出席【18日】

18日、ラウ外相は、トルコで開催されたアンタルヤ外交フォーラム(ADF)に出席し、「トランスアトランティック関係の新時代」と題するパネルに参加した。ラウ外相は、ルーマニアのアウレスク外相、クロアチアのグルリッチ＝ラドマン外相、ドイツのガブリエル元外相らとともに、北大西洋同盟への共同参加と米国との協力に関する最も重要な安全保障問題について議論を行った。同外相は、刻々と変化する世界において、トランスアトランティック協力は同盟国の共通の義務であることを想起し、ポーランドは米国の強力で信頼できる同盟国であり、西側諸国の結束に関心を持ち、平和と安定を確保するためにそれを利用することを望んでいると述べた。また、同外相は、NATOがトランスアトランティック・コミュニティにおいて中心的な役割を果たしていることを強調し、NATOは今後も欧州大西洋の安全保障の基盤であり続けるべきであると述べた。

ドゥダ大統領、アンジェイチャク統合参謀長の二期連続就任を発表【18日】

18日、ドゥダ大統領がアンジェイチャク統合参謀長の二期連続就任を発表した。同参謀長は、引き続き、

ポーランド軍の組織改編及び効果的な指揮システムへの移行、軍の近代化、第18機械化師団及び領域防衛軍の編成完結と統合参謀本部隷下への編入を含む事業、ポーランド軍の新たなNATO任務への適合等へ取り組む。同参謀長は、現在54歳、十分な教育を受けた将校であり、最近では、NATO軍事委員会議長候補の一人となったが、オランダ軍参謀長に投票の結果落選した。2023年には、もう一度、議長候補として立候補する可能性もある。アンジェイチャク統合参謀長の参謀長職の継続はポーランド軍の改革の継続を確実なものとする。

ラウ外相とウクライナ、ルーマニア、トルコ外相との会談【19日】

19日、アンタルヤ外交フォーラム出席のためトルコを訪問したラウ外相は、トルコ、ウクライナ、ルーマニアを含む各国外相と会談した。

クレーバ・ウクライナ外相との会談において、ラウ外相は、ポーランドが来年のOSCE議長国として、ウクライナとの緊密な協力関係を重視していることを強調した。両外相は、ノルドストリーム2(NS2)の問題についても議論し、両国がこのプロジェクトをエネルギー安全保障の観点からだけでなく、国家安全保障の観点からも捉えるべきであることを強調した。

ルーマニアのアウレスク外相との会談において、ラウ外相は、ポーランドがあらゆる面においてルーマニアとの戦略的パートナーシップを重視していることを表明した。同外相は、EU及びNATOの加盟国として、欧州及び地域の問題、安全保障と防衛、エネルギーと持続可能な開発、農業、地域開発、インフラなどの分野での協力関係をさらに強化する可能性があると言った。

チャヴシュオール・トルコ外相との会談において、ラウ外相は、トルコがNATO東方への関与を拡大していることに対して感謝を述べ、NATOの戦略概念の更新に関する今後の議論の中でも、トルコとのさらなる協力を期待していると強調した。また、同外相は、EUとトルコは、特に安全保障、テロとの戦い、貿易、移民の分野において、信頼できる安定したパートナーとしてお互いを必要としており、ポーランドは、将来の野心的かつ戦略的なEU・トルコ関係を支持していると述べた。

ラウ外相の外務理事会出席【21日】

21日、ラウ外相は、ルクセンブルクで開催されたEU外務理事会に出席した。同会合においては、EUによるベラルーシ及びイラクへの関与、ラテン・アメリカ及びカリブ諸国との関係、対露政策について議論された。

ベラルーシ情勢について、ラウ外相は、欧州委員会が「民主的なベラルーシのための経済プラン」を発表したことに対して感謝の意を述べた。また、同外相

は、理事会がベラルーシ反体制派への弾圧と拉致に責任のある人物及び機関に対する新たな制裁パッケージの重要性について強調し、制裁を解除できるかどうかは、弾圧の停止、拘束者の釈放、自由で公正な選挙へ導く国民との対話の開始など、ミンスクのさらなる行動にかかっていると述べた。

ラウ外相は、ポーランドの政府と議会の議員、および一部のポーランド人ジャーナリストに対して行われた、ロシアに疑いのあるサイバー攻撃と偽情報攻撃のキャンペーンについて説明した。同外相は、これらの攻撃は言論の自由や公開討論といった民主主義の重要な価値に打撃を与えるものであり、北大西洋同盟への信頼を損なうとともに、ポーランドがベラルーシに対して敵対的な行動を取っていると示唆することを目的としていると指摘した。

モルドバ大統領のポーランド訪問【21日】

21日、ドゥダ大統領は、ポーランドを公式訪問したモルドバのサンドゥ大統領と会談した。同大統領は、会談後の記者会見において、ポーランドの民主主義改革の分野での経験を共有する形で、地方政府の改革や汚職撲滅などにおいてモルドバに対する支援を申し出たことを明らかにした。サンドゥ大統領は、モルドバが欧州の近代化の道を選択したことを強調し、7月11日に実施される前倒しの議会選挙で、モルドバが選択したこの欧州への道が確認されることを期待すると述べた。また、サンドゥ大統領は、ポーランドは、モルドバが10年以上にわたって参加している東方パートナーシップの創設国のひとつであることに言及し、ポーランドの支援と東方パートナーシップにおける協力強化のビジョンに期待していると強調した。

V4国防相会合の実施【21日】

21日、ブワシュチャク国防相は、ポーランド・エルブロングにおいて実施されたV4国防相会合に出席した。同国防相は、同会合後の記者会見において、V4諸国は、EUとNATOという共同体全体の脅威に関して関心が高く、V4諸国は東方及び南方、特に西バルカン半島の問題と移民問題に関連する脅威を認識していると言及した。また、同国防相は、V4国

防相の議論が、2023年のEU戦闘群における戦闘任務を遂行するための準備に関しても触れられたと述べた。V4協力以外にも、各国はV4プラスの協力フォーマットを拡大したいと考えており、ドイツ、フランス、イギリス、アメリカについても協議が行われている。また、ポーランドは、V4諸国の支援を得て、他の国との協力関係を締結したいと考えている。

EU条約第7条手続に基づくポーランドに対する意見聴取の実施【22日】

22日、EU総務理事会において、ポーランドとハンガリーの法の支配の状況に関するEU条約第7条手続に基づく意見聴取が実施された。ポーランドからはシマンスキEU問題担当大臣が出席した。EU条約第7条は、法の支配を含むEUの基本的価値に違反する加盟国に対する制裁手続を定めており、同手続に基づく意見聴取は2018年12月以降行われていなかった。

同意見聴取において、欧州委員会は、本年3月にモラヴィエツキ首相がポーランド憲法のEU法に対する優位性について審査するよう憲法法院に求めたことは、EUのコミュニティとしての基本原則に疑問を呈する行為であるとして懸念を表明した。

V4諸国軍参謀長による会合の実施【23日】

23日、アンジェイチャク統合参謀長は、V4諸国軍の参謀長をポーランド・クラクフに招待し会合を行った。同会合においては、ポーランドの議長国としての就任間の成果及び次のV4議長国であるハンガリーの計画に関して議論が行われた。アンジェイチャク統合参謀長は、ポーランドが主導国としてEU戦闘群の準備を現在行っているとして、各国軍参謀長による同戦闘群への協力に関する覚書への署名が行われた。アンジェイチャク参謀長は、V4諸国はNATOのみに協力するだけでなく、EUの枠組みにおける重要な協力にもコミットするという明確なシグナルを送ることができたと評価した。

治 安 等

ドヴォルチク首相府長官へのサイバー攻撃を巡る動向【16日～23日】

15日、与党「法と正義」(PiS)のフォギエル議員は、ツイッター上で、何者かが国会議員のメールアドレスの搾取を試みたと明らかにした。同議員が投稿した画像によると、「Poczta@sej.pl」というアドレスからメールが送信され、特定のサイトに誘導してアカウント情報を入力するよう促す内容であった。

16日、ミュレル首相府報道官は、ポーランド全体

が、この数週間以内に、政治的思想に関係なく、偽情報の攻撃対象になる可能性があるとして述べた。また、この数か月間に行われた偽情報活動は組織的な性質を有していたと指摘した。

17日、下院において、ドヴォルチク長官などへのサイバー攻撃に関する委員会が非公開で開催された。出席者によると、政府側が提供した情報は、一般的に入手可能なものであったとのことである。

18日、PiSのカチンスキ党首は、副総理兼国家安

全保障・防衛委員会委員長名義で声明を発表し、ドヴォルチク長官を始めとするポーランド政治家を標的としたサイバー攻撃について、ポーランド及び関係国の治安当局の分析を引用して、ロシアから行われたものであったと表明した。また、同日、モラヴィエツキ首相も、記者会見において、公安庁（ABW）から得た情報によると、本件はロシアからの攻撃であったと述べた。

22日、当地の情報機関を統轄する特務機関調整担当大臣付のジャリン報道官は、ABW及び軍防諜局（SKW）が「UNC1151」グループによるソーシャル・エンジニアリング攻撃（情報通信技術ではなく、心理的な隙や行動のミスにつけ込み非公開情報を入手する攻撃方法）により、少なくとも4,350件のメールアドレスが攻撃されたと結論づけた旨を明らかにした。同報道官によると、当地情報機関は、同グループの活動とロシア情報機関の活動を結ぶ付けられる信頼できる情報を有しているという。また、同グループによる攻撃の意図について、中・東欧諸国の政治情勢を不安定化することであったと指摘した。

23日、当地報道機関は、ロシアのSNSサイト・テレグラム上にドヴォルチク長官のメールアドレスから流出した新たな情報が掲載されたと報じた。報道によると、22日及び23日に投稿された内容には、ポーランド軍が保有する対戦車ミサイルや当地の軍需製品製造会社である Mesko 社の事業計画に関する情報が含まれていたという。

公安庁、パレスチナ人をテロ容疑で逮捕と発表【17日】

17日、公安庁（ABW）は、国境警備隊と協力して、

パレスチナ当局の男性をポーランド北部オルシュティンで拘束したと発表した。発表によると、同男性は、テロ組織との関係を有しているほか、宗教的に過激化しており、社会共存の原則を遵守していなかったという。また、その過激な宗教的態度により欲求不満を募らせ、他者に対して攻撃的行動をとった過去があるとのことである。さらに、ABWは、同男性が化学、科学技術及び銃火器の取扱いに関する知識を有していたとして、同男性がポーランドに滞在すること自体が国内の安全保障に対する直接的な脅威になっているとの見解を示した。同男性は現在、外国人監視センターに移送されており、ポーランドからの国外追放を待っている状況であるという。

コロナ禍におけるワルシャワの犯罪件数に関する報道【18日】

ガゼタ・ヴィボルチャ紙は、ワルシャワ首都警察の統計を引用して、新型コロナウイルス感染症パンデミックが始まった2020年において、ワルシャワの犯罪件数が前年比で減少していたと報じた。同紙によると、犯罪件数の総数は対前年比で9%減少したという。また、前年比で犯罪件数が増えたのはヴォウラ地区及びベモヴォ地区のみで、シルドミエシチェ地区においては犯罪件数が5分の1にまで減少したと指摘した。犯罪傾向としては、暴行罪や強制性交などが減少する一方、殺人が増加したという。また、シルドミエシチェ地区は暴行などの犯罪件数では依然として最も多いほか、強制性交が多く確認された地区としては、同地区のほか、モコトフ地区及び南ブラガ地区が指摘されていた。

経 済

経済政策

「Polish Deal」に関するモラヴィエツキ首相発言【21日】

21日、モラヴィエツキ首相は、新たな社会経済プログラム「Polish Deal」に関する会議に出席し、現政権の経済政策は「第三共和国」でこれまで対処されてこなかった課題に取り組むものであると述べた。同首相は、ポーランド経済は、国内の全ての人々に利益をもたらす投資、イノベーション、インフラ開発、輸出及び大規模事業を必要としているとして、将来の成長の主な原動力となる投資の重要性を強調した。同首相によると、今後3年間で計画されている投資総額は220億ユーロ超となる見込みである。

「Polish Deal」に関するパトゥコフスキ財務次官インタビュー【21日】

パトゥコフスキ財務次官は、メディアのインタビューにおいて、「Polish Deal」の下で予定されている税制

改革について、改正法案は7月初旬に提示され、夏の休暇シーズン中に議会に提出され、11月末までに可決されるとのスケジュールを示した。税制改革に伴うコストは、GDPの1～1.5%程度に上る見込みという。例えば、個人所得税の改革に220億ズロチ、地方自治体への補助金に30億ズロチ、その他各種税制改革で45億ズロチの負担が見込まれる。一方、健康保険料が控除対象外となることで、80～100億ズロチの税収が見込まれるという。

「Polish Deal」に関する戦略投資プログラムの発表【22日】

国家政策投資銀行（BGK）及び首相府は、「Polish Deal」に関する戦略投資プログラムを発表した。同計画は、新型コロナウイルス感染症対策基金を財源としており、予算額は1,000億ズロチとされている。これは、地方政府の年間投資額の倍であり、地方政府

は、まずは最大3件の事業を申請することが出来る。本プログラムでは、35分野の投資事業について、投資額の95%を手当する計画で、水・下水処理インフ

ラ、熱源をゼロ排出に近代化すること、ゴミ処理等が優先分野とされている。

マクロ経済動向・統計

海外直接投資に関する報告【22日】

国連貿易開発会議(UNCTAD)の海外直接投資年次報告によれば、2020年のポーランドに対する海外直接投資は対前年比7%減の約100億ドルとなった一方、グリーンフィールド投資では、ポーランドは独に次いでEU内で2位となった。また、EU内でもポー

ランド向けの海外直接投資の割合は常に増加しており、この動きは新型コロナウイルス感染症によるサプライチェーン短縮の動きや英国のEU離脱、輸送等のインフラの改善、生産性・競争力の向上等によって更に強まったと見られる。

ポーランド産業動向

フォルクスワーゲン、半導体不足によりポーランドでの操業を3日間停止【21日】

フォルクスワーゲン(VW)は、半導体不足のため、ポズナンとブジェシニャ(Września)の工場での自動車生産を3日間(6月23日～26日)停止する。今回

の停止は、新型コロナウイルス感染症パンデミックの影響で集積回路の入手が限られていることが原因となっている。なお、労働組合との合意に基づき、この期間中の従業員の給与は全額支給される。

エネルギー・環境

ポーランドのスモッグ状況は依然として危険という評価【21日】

ポーランドスモッグアラート(Polish Smog Alert)、欧州クリーンエアセンター(European Clear Air Center)及びフランク・ボルド財団(Frank Bold Fund)は、政府や地方自治体によるスモッグ対応の進捗について評価した。20の評価項目のうち、12項目は進捗が不十分であり、2項目は未実施としている。現在、ポーランドの大気はわずかに改善されているが、これは主に多くの都市における好条件の天気が理由となっている。報告書では、今後の開発に対する勧告も記載されており、フランク・ボルド財団の法律顧問は、ポーランドは国内排出量の削減を規制するEUの国別排出上限指令(National Emissions Ceiling Directive)への違反に関する問題に脅かされていると指摘した。6月に欧州委員会はポーランドに対して説明を求めたが、これはポーランドが大気汚染に関する欧州委員会の訴訟対象となり得ることを意味している。汚染源となっているかまどの交換や住宅の熱設備の近代化を補助する大気汚染防止プログラムにより、低排出地域ではスモッグ対応について、最も大きな進捗が見られた。

の採掘停止指示に従わなかったことに対する1日当たり500万ユーロの制裁金を回避できると述べた。

一方、22日、サシン副首相兼国有財産大臣は、本件は現在チェコで行われている選挙でも議論になっているため、両国が合意に達することは可能だと思うが、すぐに実現するとは思わないと述べた。

バルティック・パイプライン建設動向【19日～22日】

デンマーク環境保護庁は、バルティック・パイプライン建設請負会社である Energinet 社に対し、環境許可が取り下げられていない区間については、工事を再開できる旨通知した。同社プレスリリースによると、これにより計画が3か月遅延すると予測しているが、2022年10月までに当初契約されていた大部分のガスを提供できるようになり、2022年末には全容量を提供できるようになるという。なお、本件について、トフト在ポーランド・デンマーク大使は、デンマークでは多くの大規模投資が環境上の理由から建設許可を取り消されており、本件に政治的背景は一切ないとコメントしている。

トルーフ鉱山の採掘を巡る動向【17日～22日】

交渉が続くトルーフ鉱山の採掘について、17日、ブラベツ・チェコ環境大臣は、目標は欧州司法裁判所(ECJ)での法廷闘争ではなく、両国が合意に達することだと述べた。

21日、ポーランド気候・環境関係者は、建設的な話し合いを続けられれば、ポーランドがECJから同鉱山

欧州復興開発銀行、ポーランドの風力発電所2基の建設に約6,040万ユーロを融資【22日】

欧州復興開発銀行(EBRD)は、ポーランドの2つの風力発電事業に対し、約6,040万ユーロ融資する。最初の計画は、ポーランド北西部バニエ(Banie)で、4,030万ユーロ融資し、37基の風力発電(81.3MW)を建設予定。次に、同北東部センポポル(Sejpopol)で、2,010万ユーロ融資し、20基の風力発電(44GW)を建設予定である。

Orlen と Synthos の原子力アライアンス【22日】

ナイススキ戦略エネルギー・インフラ担当政府全権委員は、ポーランドは国が管理する大型原子炉と企業（国営企業も含む）が投資する小型原子炉の双方向で原子力エネルギー分野が発展するだろうと述べた。7月にPKN Orlenは、GE日立と協力して小型原子炉建設プロジェクトを担当する Synthos Green Energy 社から、株式の50%以上を取得する可能性がある。ナイススキ政府全権委員は、このような場合、ポーランドの原子力開発計画（PPEJ）を変更する必要はないとしている。専門家はこれには懐疑的であり、ポーランドが経験していない分野における双方向の開発は巨大な組織と資金へのチャレンジとなると述べたほか、双方向の開発はお互い補完せず、競合することになると指摘した。また、アナリストは原

子力計画の具体的な進め方にかかる詳細がないとして政府を批判している。

ボロヌフとトシェビニヤ間のパイプライン建設が開始【23日】

ポーランド南西部ボロヌフ（Boronów）から同部トシェビニヤ（Trzebinia）までの生産パイプラインの建設が始まり、完成まで1年以上要する予定である。同パイプラインは、ポーランド南部への燃料供給保障を改善するため、戦略的観点からも重要であり、プウォツク（Płock）にあるPKN Orlen 製油所からの燃料輸送範囲が拡大することとなる。専門家は、今後数年間でパイプライン輸送は最も安全かつ効率的な燃料輸送になると指摘している。

大使館からのお知らせ**長期滞在を目的にシェンゲン協定域内国に渡航する際の注意**

最近、ドイツ以外のシェンゲン協定域内国に長期滞在を目的と申告した邦人が、経由地であるドイツでシェンゲン協定域内への入国審査を受ける際に入国管理当局から（1）最終滞在予定国の有効な滞在許可証、（2）ドイツ滞在法第4条のカテゴリーD査証（ナショナル・ビザ）、又は（3）同D査証に相当する滞在予定国の長期滞在査証の提示を求められ、これを所持していないために入国を拒否される事例が発生しております。

このため、現地に到着してからの滞在許可証取得を予定し、最初にドイツ入国を予定している場合には、注意が必要です。

ドイツ以外の国では同様の事例は発生していませんが、シェンゲン協定域内国での長期滞在を目的に渡航する場合には、滞在国及び経由国の入国審査、滞在許可制度の詳細につき、各国の政府観光局、我が国に存在する各国の大使館等に問い合わせるなどし、事前に確認するようにしてください。詳しくは下記リンク先を御覧ください。

http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/oshirase_schengen_2.html

（注）：シェンゲン協定とは、シェンゲン協定加盟国の域外から同加盟国域内に入る場合、最初に入域する国において入国審査が行われ、その後のシェンゲン協定域内の移動においては原則として入国審査が行われないといった協定です。

○シェンゲン協定域内国（2020年6月現在）：26か国

アイスランド、イタリア、エストニア、オーストリア、オランダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、スロベニア、チェコ、デンマーク、ドイツ、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ベルギー、ポーランド、ポルトガル、マルタ、ラトビア、リトアニア、ルクセンブルク、リヒテンシュタイン

欧州でのテロ等に対する注意喚起

欧州では、「イラク・レバントのイスラム国」（ISIL）の台頭以降、一般市民等のソフトターゲットを標的としたテロが相次いで発生しており、今後も更なるテロの発生が懸念されます。

観光客やイベント等を標的とするテロに警戒する必要があることに加え、イベント等の警備のため手薄となった他の都市でのテロの実行も懸念されます。以上を踏まえ、以下のテロ対策をお願いします。

（1）外務省が発出する海外安全情報及び現地報道等で最新の治安情勢等の関連情報の入手に努めるとともに、日頃から注意を怠らないようにする。

（2）以下の場所がテロの標的となりやすいことを十分認識する。

観光施設、観光地周辺の道路、記念日・祝祭日等のイベント会場、レストラン、ホテル、ショッピング・モール、スーパーマーケット、ナイトクラブ、映画館等人が多く集まる施設、教会・モスク等宗教関係施設、公共交通機関、政府関連施設（特に軍、警察、治安関係施設）等。

（3）上記（2）の場所を訪れる際には、周囲の状況に注意を払い、不審な人物や状況を察知したら速やかにそ

の場を離れる、できるだけ滞在時間を短くする等の注意に加え、その場の状況に応じた安全確保に十分注意を払う。

(4) 現地当局の指示があればそれに従う。特にテロに遭遇してしまった場合には、警察官等の指示をよく聞き冷静に行動するように努める。

(5) 不測の事態の発生を念頭に、訪問先の出入口や非常口、避難の際の経路、隠れられる場所等についてあらかじめ入念に確認する。

詳しくは下記リンク先を御覧ください。

<http://www.anzen.mofa.go.jp/>

「在留届」の提出及び「たびレジ」への登録のお願い

3か月以上海外に滞在する方は在留届の提出を、3か月未満の場合は「たびレジ」への登録を必ず実施してください。共にオンラインでの提出・登録が可能です。渡航先の最新安全情報や、緊急時の大使館又は総領事館からの連絡を受け取ることができます。また、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。

また、「在留届」をご提出いただいた方におかれましては、ご帰国やお引っ越し、ご提出いただいた記載内容に変更があった場合には、「変更届」や「帰国・転出届」の提出をお忘れなくお手続き下さい。

下記リンク先から「在留届」の提出及び「たびレジ」に登録することができます。

(在留届) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

(たびレジ) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>

新型コロナウイルス感染症に関する注意喚起

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の感染が世界各地で報告されており、感染が報告された国々に渡航していた方を介して、感染が更に拡大する可能性があります。

ポーランドでも2020年3月4日に国内で初の同ウイルス感染者が認められて以降、感染者の増加が続いており、同3月20日には、感染事態が宣言されました。同10月24日からポーランド全地域において、全ての公共の場でマスク等を着用して口及び鼻を覆う義務が生じているほか、公共交通機関では搭乗できる人数が制限され、商店等ではソーシャル・ディスタンスを取ることとなっています。幼稚園、保育園の活動に制限がありますが、各園で対応が異なりますので、詳細は幼稚園、保育園に個別に御照会ください。2021年2月27日から、公共の場で口及び鼻を覆う際は、マスクのみが認められ、スカーフやマフラー、フェイスガード等で口などを覆うことは認められなくなっています。また、同3月20日からポーランド全域において商業施設やショッピング・モールなどが閉鎖されるなど、防疫措置が再び強化されました。5月1日から段階的に制限措置が解除されており、商業施設やショッピング・モールが再開されたほか、野外におけるマスク着用義務が解除されました。また、5月14日からは飲食店や文化施設などの営業が条件付で再開されます。ポーランド政府は引き続き制限措置を段階的に緩和していく旨発表していますが、今後の感染症状次第で変更もあり得るとも言及していますので、引き続きご留意ください。国家警察本部がマスク着用義務を履行しない者に対する取締りを厳しく行くと発表していますので、御注意ください。

最新情報を収集すると共に、手洗いうがいの励行、咳や発熱が認められる人に安易に近づかない等、感染予防に努めてください。

また、同ウイルスの感染拡大に伴い、東洋人に対する風評被害が発生しているとの情報もあるところ、ポーランド国内で被害に遭われた場合は、発生場所、日時等を含む可能な限り詳細な情報を当館領事部に提供いただくようお願いいたします。

外務省は本件に関し、広域情報を発出いたしました。在留届を提出した方及び「たびレジ」へ登録している方には既にメールが配信されております。最新情報は、下記リンク先で御確認ください。

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

領事部連絡先

Eメール: cons@wr.mofa.go.jp

電話番号: 22-696-5005(受付時間: 月～金曜日 9:00～12:30、13:30～17:00)

マイナンバーカード取得のお願い

マイナンバーカードは、安全・安心で利便性の高いデジタル社会の基盤で、多様化・拡大する様々な手続き・サービスを個人が広く利用できるようにするために不可欠な本人確認ツールです。

マイナンバーカードは、マイナンバーが記載された顔写真入り・ICチップ付きのカードで、役所に行かなくても日本国内のコンビニエンスストアで住民票の写しや課税証明書など各種の証明書を取得できるなど様々な利点があり、2021年3月からは健康保険証としても使えるようになる予定です。

現時点では、日本国内に住民登録のない海外居住者は、マイナンバーカード及び電子証明書を取得・利用することはできませんが、令和6年中に海外居住者もマイナンバーカード等の利用・取得・更新ができるようになる見込みで、現在、在外公館におけるマイナンバーカードの交付等の方法も検討されています。

マイナンバーカードの交付手数料は無料です。今後は、市区町村の申請窓口が混み合うことが予想されますので、帰国後速やかに取得申請を行って頂くよう、お願い申し上げます。

年金受給者の現況届提出について

海外に居住している年金受給者は、年金の支給を引き続き受けるために、毎年、現況届に在留証明書等の生存確認ができる書類を添えて、日本年金機構(以下「機構」という。)へ提出いただく必要があります。しかし、新型コロナウイルス感染症(COVID-19)の影響によって郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者については、提出期限までに現況届を機構に提出することや機構から現況届様式を送付することができなくなっています。

このため、郵便の受付が停止されている海外の国・地域に居住する年金受給者(提出期限が令和2年2月末日以降である者)については、それぞれの国・地域において郵便の受付が再開された3か月後までの間は、現況届の提出がなくても年金の支払いを継続する取扱いになりました。詳細については、下記リンク先を御確認いただくか、日本年金機構のねんきんダイヤルにお問い合わせください。

ねんきんダイヤル: (81)3-6700-1165

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2020/202006/2020061001.html>

【お知らせ】大使館広報文化センター開館時間(当面の間、入館を見合わせ中)

平日 9:00 - 12:30、13:30 - 17:00

※新型コロナウイルス感染症(COVID-19)を巡る状況を受け、当面の間入館を見合わせております。電話・メールでの対応は通常どおり、上記の時間帯で行います。御理解の程、宜しくお願いいたします。

問合せ先: 在ポーランド日本大使館広報文化センター(電話: 22-584-7300、Eメール: info-cul@wr.mofa.go.jp、住所: Al. Ujazdowskie 51、Warszawa)

文化行事・大使館関連行事

【開催中】展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」【3月12日～8月29日】

ワルシャワのアジア太平洋博物館にて、展覧会「アイヌの世界 ブロニスワフ・ピウスツキから萱野茂にかけて」が開催されます。アイヌ文化及びブロニスワフ・ピウスツキ、萱野茂の研究を紹介する展覧会です。入場は有料です。

開催場所: Muzeum Azji i Pacyfiku im. Andrzeja Wawrzyniaka, Solec 24, 00-403 Warszawa

詳細: <https://www.muzeumazji.pl/en/temporary-exhibition/the-world-of-the-ainu-from-bronislav-pilsudski-to-shigeru-kayano/>

【開催中】アートグラフィック展覧会「オリンピック競技」【6月8日～7月9日】

ワルシャワのポーランド・オリンピック委員会「GALERIA-1」にて、ワルシャワ美術大学友人協会主催によるアートグラフィック展覧会「オリンピック競技」が開催されます。入場は無料です。

開催場所: Centrum Olimpijskie - Polski Komitet Olimpijski, Galeria Centrum-1, Wybrzeże Gdynskie 4, 01-531 Warszawa

詳細: <https://fb.me/e/12iMkdY8P>

【予定】第4回日本のゲームフェスティバル【7月3日(土) 12:00～18:00】

ワルシャワ市にて、日本の大衆文化愛好家協会「アニマツリ」主催による『第4回日本のゲームフェスティバル』が開催されます。碁、麻雀、花札、剣玉などのワークショップが予定されています。

開催場所: ワルシャワ市、Fabryczna 1/3

詳細: <https://fb.me/e/U7g3sR0W>

本資料は、ポーランドの政治・社会情勢を中心に、各種報道をとりまとめたものです。
報道をベースにしておりますので、記載事項の信頼性については責任を負いかねます。

記載事項は在ポーランド日本国大使館の見解を示すものではなく、特定の団体・個人の利益を代表するものではありません。

皆様からの情報提供をお待ちしています

大使館では、読者の皆様に幅広くポーランドの情報をお伝えするため、皆様からの情報をお待ちしています。社会・生活情報やお勧めのイベント、困ったことなど、皆様に伝えたいと思われる情報があれば、下記のアドレスまで御連絡ください。(営利目的など、内容によっては対応できかねる場合もありますので御了承ください。)

【お問い合わせ・配信登録】

本資料は、ポーランドに関心のある方であれば誰でも受け取ることができます。「新たに配信を受けたい」、「送付先Eメールアドレスを変更したい」、「配信を停止したい」等の依頼につきましては、下記のEメールアドレスまで御連絡ください。大使館ウェブサイト(http://www.pl.emb-japan.go.jp/index_j.htm)も併せて御覧ください。

本資料に関する問い合わせ E メールアドレス (newsml@wr.mofa.go.jp)